

第 1 1 号議案

蒲郡市道路占用料条例の一部改正について

蒲郡市道路占用料条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

蒲郡市長 鈴 木 寿 明

蒲郡市道路占用料条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

道路法施行令及び愛知県道路占用料条例の改正に伴い、これらに準じて占用料の額の改定を行うため提案する。

蒲郡市道路占用料条例の一部を改正する条例

蒲郡市道路占用料条例（昭和 5 1 年蒲郡市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

占用物件の種類	区 分	単 位	占 用 料
法第 3 2 条第 1 項 第 1 号に掲げる工 作物	第 1 種電柱	1 本 1 年につき	円 9 9 0
	第 2 種電柱	1 本 1 年につき	1, 5 0 0
	第 3 種電柱	1 本 1 年につき	2, 0 0 0
	第 1 種電話柱	1 本 1 年につき	8 8 0
	第 2 種電話柱	1 本 1 年につき	1, 4 0 0
	第 3 種電話柱	1 本 1 年につき	1, 9 0 0
	その他の柱類	1 本 1 年につき	8 8
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 メートル 1 年につき	9
	地下電線その他地下に設ける線類	長さ 1 メートル 1 年につき	5
	路上に設ける変圧器	1 個 1 年につき	8 6 0
	地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方 メートル 1 年につ き	5 3 0
	変圧塔その他これに類する もの及び公衆電話所	1 個 1 年につき	1, 8 0 0
	郵便差出箱及び信書便差出 箱	1 個 1 年につき	7 4 0
	広告塔	表示面積 1 平方 メートル 1 年につ き	2, 2 0 0
	その他のもの	占用面積 1 平方 メートル 1 年に	1, 8 0 0

				つき	
法第32条第1項 第2号に掲げる物 件	外径が0.07メートル未 満のもの			長さ1メートル 1年につき	37
	外径が0.07メートル以 上0.1メートル未満のも の			長さ1メートル 1年につき	53
	外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のも の			長さ1メートル 1年につき	79
	外径が0.15メートル以 上0.2メートル未満のも の			長さ1メートル 1年につき	110
	外径が0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの			長さ1メートル 1年につき	160
	外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの			長さ1メートル 1年につき	210
	外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの			長さ1メートル 1年につき	370
	外径が0.7メートル以上 1メートル未満のもの			長さ1メートル 1年につき	530
	外径が1メートル以上のも の			長さ1メートル 1年につき	1,100
法第32条第1項 第3号に掲げる施 設	自動運 行補助 施設	法第2 条第2 項第5 号に規 定する 自動運 行装置 による 検知の 対象と して設 置する 導線そ 他の線 類	地下に 設ける もの	長さ1メートル 1年につき	5
			その他 のもの	長さ1メートル 1年につき	18

		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本1年につき	1,400
		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	880
			地下に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	530
	その他のもの			占用面積1平方メートル1年につき	1,800
法第32条第1項第4号に掲げる施設				占用面積1平方メートル1年につき	1,800
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室			占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.004を乗じて得た額
	上空に設ける通路			占用面積1平方メートル1年につき	1,100
	地下に設ける通路			占用面積1平方メートル1年につき	660
	その他のもの			占用面積1平方メートル1年につき	1,800
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの			占用面積1平方メートル1日につき	22
	その他のもの			占用面積1平方メートル1月につき	220

道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月につき	220
		その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき	2,200
	標識		1本1年につき	1,400
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本1日につき	22
		その他のもの	1本1月につき	220
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日につき	22
		その他のもの	その面積1平方メートル1月につき	220
	アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	2,200
		その他のもの	1基1月につき	1,100
	令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートル1年につき	1,800
令第7条第3号に掲げる施設			占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.031を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートル1月につき	220
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			占用面積1平方メートル1月につき	180

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。